

2021年4月23日

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する  
郵政民営化委員会の意見」の公表について

一般社団法人全国信用金庫協会  
会長 御室 健一郎

昨日、郵政民営化委員会が「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下「意見書」という。）を公表いたしました。

これまで信用金庫業界は、ゆうちょ銀行が業容を拡大するにあたっては、まずは、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋が具体的に示され、その実行が確実に担保されるとともに、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されていることが必要不可欠である旨などを一貫して主張してまいりました。

しかしながら、依然として完全民営化等に向けた道筋は示されておらず、政府の関与が強く残っている中においては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは言えません。

今般の意見書においては、日本郵政に対して、金融二社の全株式処分を目指した基本的な考え方にに基づき、令和3年度からの新たな中期経営計画の期間において、「金融二社の株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」といった旨が示されております。

私どもとしては、ゆうちょ銀行がリスク管理面等を踏まえつつ、適正な規模に縮小するとともに、意見書に基づき、全株式処分に向けた具体的な方針・計画を示したうえで、その取組を着実に進めていく必要があると考えております。

また、ゆうちょ銀行の預入限度額については、2019年4月に、通常貯金と定期性貯金等の預入限度額を別個に設定するとともに、それぞれ1,300万円にするといった大幅な引上げが実施されましたが、2018年12月に公表された同委員会意見書において、預入限度額引上げに伴う「附帯条件」の一つとして、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」が求められていました。

この点について、今般の意見書において、「貯金獲得に係る営業手当を廃止し、『貯金の顧客基盤維持』及び『投資信託の顧客基盤拡充』に係る活動を総合評価する手当を創設」されたことが示されております。

私どもとしては、本手当の創設により、郵便局員等による年金受給口座の獲得などにおいて過度な営業活動が行われ、結果として民間金融機関の預金シフトを助長することとならないよう、日本郵政グループは、ガバナンスの遵守を徹底するとともに、関係当局及び郵政民営化委員会は、こうした取組について注視していく必要があると考えております。

今般の意見書を踏まえ、改正郵政民営化法の基本理念に則り、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響や同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置に十分配慮して、郵政民営化が適切に進められることを改めて強く要望いたします。

同時に、ゆうちょ銀行と民間金融機関の相互信頼関係のもと、両者の強み・特性を活かしながら、コロナ禍の難局を乗り越え、わが国の金融市場や地方経済の活性化、さらには国民の安定的な資産形成の促進に貢献していく将来像が実現されることを切に期待いたします。

以 上